

請 願 書

令和2年9月8日

郡山市議会議長
七 海 喜久雄 様

田村郡三春町上舞木字明部作16-30
福島県原爆被害者協議会
会 長 木 幡 吉 輝

紹介議員 吉 田 公 男
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
飯 塚 裕 一

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する
請願

〔請願趣旨〕

2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器は非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるとし、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。被爆者や多くの国民が長年にわたり切望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。条約調印国は、現在アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の84か国、批准国は44か国に広がっています。

日本政府は、世界で唯一の戦争による被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力すべきと考えます。その証として、核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求めます。

広島・長崎に原爆が投下されて今年で75年。被爆者の平均年齢は82歳を超えました。「核兵器のない平和な世界」は被爆者の願いです。非核平和宣言自治体として、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名、批准するよう求める意見書を提出すること。

請 願 書

令和2年9月8日

郡山市議会議長
七 海 喜久雄 様

郡山市若葉町1-21
福島県一級河川逢瀬川堤防建設・
内水対策期成会
若葉西町内会
会 長 白 土 政 穂

郡山市富久山町久保田字乙高76-4
逢瀬川町内会連合会
会 長 伊 藤 利 彦

郡山市大町二丁目11-14
大重町内会
会 長 熊 倉 善 重

郡山市若葉町19-2
若葉東町内会
会 長 武 田 敏 行

郡山市咲田二丁目25-25
新咲田町内会
会 長 阿 部 謙

郡山市桜木一丁目4-15
桜木町内会
会 長 佐 藤 仁

紹介議員 吉 田 公 男
蛇 石 郁 子
高 橋 善 治

台風等により阿武隈川の水が流入し水位が上昇しやすい福島県郡山市逢瀬川の氾濫の危険性の軽減を図るため、旧豊田貯水池を調整池として活用することを求める請願書

[請願趣旨]

1 令和2年2月22日に福島県中建設事務所星文高河川砂防課長による逢瀬川沿川住民への説明会があった議事録や説明資料によれば、

(1) 逢瀬川上流の富田水位観測所の水位は10月12日23時に4mを記録した後減少に転じている中で、阿武隈川の阿久津水位観測所の堤防の計画高水位を超過した10月12日23時以降、逢瀬川逢瀬橋の水位(標高値)は阿武隈川の水位(標高値)と連動していることから、阿武隈川の流量がほぼ逢瀬川へ流れ込んでしまった。そこに当然逢瀬川の水が入り込むので破堤や越水の状況が表れる。阿武隈川の水が逆流して堤防からこぼれてしまった。これが咲田橋上流まで影響した。

(2) 標高で考えた場合、逢瀬川の合流地点の阿武隈川の堤防の計画水位が標高225.477m、逢瀬川逢瀬橋(旧4号線)の堤防の計画高水位が標高225.749mであるのに対し、堤防からこぼれてしまったため、越水は標高226.85mまでしか計測できなかった。

逢瀬橋と阿久津水位計の標高を比較すると、令和2年8月29日の郡山市説明資料9ページでは、阿武隈川阿久津水位観測所の堤防の計画高水位は標高225.28mであるのに対し、越水は標高226.61mであったことから、逢瀬川の越水が標高で24cm高くまで浸水被害が発生し、下流に水が流れないことがわかりました。

(3) 堤防の高さを標高で考えると、逢瀬川の堤防の高さは阿武隈川と同程度の高さまで整備されないため、逢瀬川の堤防が完成した場合でも堤防の高さが1.1m以上不足しており、逢瀬川に内水を排水すると、再び、甚大な被害が発生することから、台風時に逢瀬川の水位を下げるためには市内に調整池を設ける必要があることがわかりました。

2 令和2年8月29日に国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所平館淳一事業対策官による逢瀬川沿川住民への説明では、

(1) 阿武隈川は、郡山・本宮狭窄部があり、郡山地区の川幅は約200~230m程度に対し本宮地区の川幅は約70~120m程度であることから、郡山地区の阿武隈川は水位が上昇しやすく、大規模の洪水の原因は全て台風であるとのことでした。

た。

- (2) 阿武隈川の河道掘削は、逢瀬川で工事中のような「用地買収をして河川区域(川幅)を広げる」ものではなく、郡山市説明資料9ページにある阿久津水位観測所の堤防断面図にある「水位標のゼロ点高(標高)」まで河道を掘削するものであり、国説明資料の15ページや郡山市説明資料2ページに記載のある川幅を広げるとの表現は事実を誇張しており、本来、行うべき河川区域内(堤防内)の河道に堆積していた土砂の撤去であることがわかりました。
- (3) また、阿武隈川小和滝橋付近は、国説明資料の15ページの写真のとおり河川区域内(堤防内)に樹木が生い茂った状態であったことから、河川法第1条に定められている通常行うべき河川管理が行われておらず、郡山地区の被害を増大させた原因の一つであることもわかりました。
- 3 逢瀬川が氾濫した昭和61年8月5日の水害と、令和元年10月12日(令和元年東日本台風)による水害の違いを考察したところ、逢瀬川では、本川(阿武隈川)の水位が上昇しバックウォーター(逆流)が発生すると下流に水が流れにくくなる影響が見られる。令和元年東日本台風時の多田野雨量観測所の総雨量は昭和61年8月5日の水害より少なかったにも係わらず、下流に流れない影響は昭和61年8月5日水害時は逢瀬橋まででしたが、今回はその影響は、上流の咲田橋開成山樋門まで影響しました。逢瀬川の合流部や流域に雨水ポンプ場(横塚ポンプ場(平成12年供用開始、平成13年増設)、古担ポンプ場(平成17年供用開始)、梅田ポンプ場(昭和52年供用開始、平成17年増設)、古川ポンプ場(平成7年供用開始、平成29年増設))や排水樋門を整備し、市内の内水を逢瀬川や阿武隈川に放流し続けたため、逢瀬川や阿武隈川の水位の上昇に影響を与えたと考えられ、結果として堤防が低い逢瀬川若葉町付近や乙高から越水した濁流は標高が低い駅前、梅田方面にまで流れたことがわかりました。
- 4 また、水位が上昇しやすい逢瀬川に市内雨水を排水するため、台新、開成、西ノ内等382haの排水エリアを持ち、115号、117号、118号の各雨水幹線をまとめて114号幹線で開成山排水区樋門(1980.3供用開始)から排水された雨水は、10月12日午後5時以降逢瀬川の中央まで届く鉄砲水で対岸にぶつかり、午後10時5分避難時には川面から噴水状に水が上がり、越水後も水門は閉じられることなく放流されました。横2.5m縦3.36m2基から放流された量は郡山圏域河川整備計画(平成18年4月策定)に認められる計画流量(50mm/h:約30m³/秒)をはるかに超えていたと思われ、職員が放流状況の把握をしていない実態もあり検証の必要があります。大きな排水量を持つ開成山樋門から放出される内水(雨水)は川に放流されれば外水となり、阿武隈川のバックウォーターの影響がある逢瀬川の水位に直接関係します。新たに119号雨水幹線を整備し長者町方面の浸水被害を軽減する49.6haの路上に降った雨水を114号幹線につなぐ計画は逢瀬川沿川住民に説明さ

れることなく進められたもので、さらに計画流量を上回ることになり、開成山樋門東階段上部から越水があったことから断じて認められません。

- 5 これらのことから、豪雨時に市内の内水を雨水ポンプや排水樋門から逢瀬川や阿武隈川に放流する計画は、阿武隈川や逢瀬川沿川住民の被害軽減につながらず、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（防災・安全）緊急対策（100mm/ha 安心プラン）において郡山市が工事を行っている赤木排水樋門から逢瀬川に放流する計画の6号幹線放流管築造工事や114号雨水幹線に接続され開成山排水樋門から逢瀬川に放流する119号雨水幹線築公共下水道築造工事計画は、逢瀬川下流地域住民にとっては、①令和元年東日本台風と同様に排水樋門（樋管）を閉門すると樋門から水が溢れ内水氾濫が発生し濁流が駅前方面に流れ福島交通、星総合病院などでも甚大な被害が発生すること。②市内のポンプから内水を河川に排水すると逢瀬川の水位が上昇し越水被害が発生し、濁流が駅前方面に流れ甚大な被害が発生することから、結果として『被害の軽減ではなく増大』につながります。
- 6 令和2年8月29日の逢瀬川沿川住民説明会において提出した期成会資料2の11ページでは郡山市が市内に整備をしている約4万立方メートル（トン）貯留できる雨水貯留管は、台風時に短時間で100mm（足首のくるぶし程度）の総雨量があった場合は40ヘクタール分の貯留能力しかなく、1万立方メートル（トン）当たりの整備費用は20～30億円であることがわかりました。
- 7 また、現在、整備している赤木貯留管は、10ヘクタールの土地に台風時に短時間で100mm（足首のくるぶし程度）の総雨量があった場合は1万立方メートル（トン）ですが、9千立方メートル程度の貯水能力しかなく、3号幹線放流管幹線に接続し、「逢瀬川が増水時に」増設される雨水ポンプから排水するため、更に逢瀬川の水位が上昇する原因になることもわかりました。
- 8 郡山市議会平成25年12月定例会定例会議事録（12月6日-03号）川前光徳議員の質問や郡山市による答弁によれば郡山警察署近くの南川は水位を低下させるため五百淵池にポンプアップし雨水を貯留するための調整池として活用している事例もあることから、逢瀬川の水位を低下させるため旧豊田貯水池（12万立方メートル（トン））を雨水貯留するための調整池として活用することが1万立方メートル（トン）当たりの整備費用で考えた場合は低コストになり、市税の負担軽減につながるのとは明らかです。
- 9 平成12年9月の東海豪雨の教訓を踏まえ、国土交通省では「出水時における排水ポンプ場の運転調整について（平成13年6月27日付け国河治第53号国土交通省河川局治水課長通知）」により、「出水時における排水ポンプ場の運転については、堤防決壊等甚大な被害を回避するための運転調整（排水先河川の出水状況による運転停止）を行えなかった施設があり、洪水時の施設管理の課題も浮き彫り

になった。」ことから都道府県土木部長や市町村の下水道部局にも通知を發出しています。

郡山市議会平成24年9月定例会議事録（9月12日-05号）村上武議員は、可搬ポンプの増設で排水能力は高まりましたが、国は阿武隈川の計画高水位を超えるときは「ポンプの排水停止」の要請を出すとしていると質問をしています。

10 上記の課題を解決した事例として、令和2年8月29日の逢瀬川沿川住民説明会において提出した期成会資料5の両丹日日新聞の記事によれば、京都府福知山市由良川流域では、①河川に排水するポンプの周囲に20万立方メートルを貯水可能な調整池を設置したり、②市街地上流にあるため池を治水用の調整池に変更し22万立方メートルの貯水量を確保したとのこと。

11 これまで郡山市で発生した大規模の水害は、大型台風により発生していることから、市内の内水を雨水ポンプや排水樋門から逢瀬川や阿武隈川に放流し続けると、本宮地区では阿武隈川の河川区域（川幅）が狭く狭窄部が多数あることから郡山地区では下流に水が流れず阿武隈川では水位上昇する特徴があることを理解することが重要です。

平成12年9月に発生した東海豪雨災害では、排水先の河川の出水状況による排水ポンプの運転停止が行えなかったことが原因で堤防の決壊等甚大な被害が発生しました。令和元年東日本台風では東海豪雨災害と同様なことが郡山市で発生し阿武隈川阿久津水位観測所が計画高水位を超過しているにも係わらず市内のポンプが稼働していたため、阿武隈川の水が支流の藤田川、逢瀬川、谷田川などに流入し堤防が決壊、越水、破堤等甚大な被害が発生しました。京都府福知山市由良川流域の事例を踏まえ、阿武隈川郡山地区下流の河川区域の拡大を図るための用地買収や1万立方メートル当たりの費用が高い地下に雨水貯留管を埋設するより費用対効果に優れる旧豊田貯水池を調整池として活用するとともに、集水域含めた流域全体で対策を行う「流域治水」の考え方に立ち、降雨水の移動を最小限に抑え、雨が降った場所で貯留し、雨水の流出を抑制する内水処理計画を積極的に進めることを可及的速やかに行うことが必要です。

12 これら内水対策について、郡山市議会平成23年12月定例会に平成23年12月7日付けで赤木地区5町内会長連名により請願第10号を提出し可決されていますが改善されておらず、むしろ被害が増大する恐れがあることから、内水対策や令和元年東日本台風で逢瀬川が越水・破堤被害が発生した原因究明と郡山市における被災時の対応についての住民説明会を郡山市主催により品川萬里郡山市長が出席し説明をするとともに、郡山市議会平成27年3月定例会議事録（3月16日-08号）久野三男議員は、市民の声を聞き浸水対策に取り組むべきと質問していることから水害に苦しむ逢瀬川沿川の地域住民の意向を反映させ、以下のとおりとすることを請願します。

[請願事項]

- 1 令和2年8月29日福島県説明資料2の3/12によれば、河川断面積が逢瀬川（179.0㎡）は谷田川（271.41㎡）の65.9%の断面積しかなく、河川1km当たりの水を貯える能力の差は9.24万立方メートル（トン）になります。逢瀬川の堤防は阿武隈川と同程度の標高までしか堤防の嵩上げ工事が行われないことから、台風等により阿武隈川の水が流入し水位が上昇しやすい逢瀬川に、市内内水を放流し水位上昇することによる河川氾濫の危険性の軽減を図るため、旧豊田貯水池（12万立方メートル（トン））を調整池として活用すること。
- 2 集水域を含めた流域全体で対策を行う「流域治水」の考え方を積極的に進める内水処理計画を可及的速やかにすること。
- 3 郡山市議会平成24年12月定例会定例会議事録（12月10日-04号）久野三男議員の質問や郡山市による答弁によれば郡山市総合治水対策連絡協議会設置要綱の第2条には、「検討部会における審議の経過及び結果について調査及び協議し、総合治水対策の原案を作成する」とされていることから、郡山市総合治水対策連絡協議会委員は、令和2年10月15日に任期が終了する後任の委員として、令和元年東日本台風で被害にあった各地区から推薦する者を委員として加えるとともに、同協議会による被害にあった住民の意見聴取と質疑をしなければ郡山市の治水対策としては住民の意向を反映したものではなく不十分であることから、未来を担う世代が出席できる週末に開催すること。

請 願 書

令和2年9月8日

郡山市議会議長
七 海 喜久雄 様

郡山市大槻町字古屋敷54-3
郡山地方農民連
会 長 宗 像 孝

紹介議員 岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

コロナ禍による需要の消滅と在庫増の影響から米価下落を阻止するための請願

〔請願趣旨〕

コロナ禍による外食・学校給食などの需要の消滅により、主食用米の販売不振は深刻な影響を市場に及ぼし需要実績は前年から22万トンも減少し、2020年6月末の民間在庫は、前年から12万トン増の201万トンとなりました。2019年産市場取引価格についても、関東のコシヒカリは12,000円台前半まで下落し、あきたこまちやひとめぼれ、その他の銘柄は11,000円台まで下落しました。

2020年産米価格の概算金や買い取り価格が、昨年比1,000円から1,500円下落しています。JA全農にいがたは、JA概算金を前年比900円安で提示しています。また千葉県の子Aでは、ふさおとめを1,000円安、ふさこがね1,500円安の生産者概算金を示しています。

新型コロナの影響で失われた需要22万トンの対策を立てない限り、新米価格は確実に暴落に向かっています。新型コロナ対策として、市場から備蓄米への緊急買入れなどの対応が早急に求められます。

作付け動向も前年並みとする産地であっても、国の生産数量目標の配分廃止以降、卸や実需からの希望数量などを積み上げ、生産目標を算出してきています。農業法人などでも契約先からの意向をふまえた品種・数量による生産計画をたてています。また、産地も離農などによる作付け減少に歯止めをかけるために奮闘してきていま

す。

出口対策による価格維持効果の影響がすべての米農家の離農を止めるとともに、主食の安定供給につなげることは販売業者・消費者の利益にもつながるものです。新型コロナウイルス感染拡大という、経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るために、従来の政策的枠組みにとられない対策が必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 新型コロナウイルスによる需要の「消滅」により発生している2019年産米の「過剰」在庫を備蓄米として追加買入れを行うことにより、2020 / 2021主食用米需給環境を改善し、2019年産・2020年産米の価格下落を阻止すること。
なお、備蓄米を活用し、コロナ禍で生活困難になっている方たちへの生活支援等の仕組みを構築すること。
- 2 流通段階での在庫の保管経費等について、補助の拡充を行うこと。